

10 相手国先に関する書類

①相手先国の関係法令及びその日本語訳

※相手先国において、職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみの添付で可。
その他の部分の添付の必要はありません。

②相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可等を受けている場合にあつてはその許可証の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合にあつてはその日本語訳。

※取次機関を利用しない場合のみ添付が必要です。

11 取次機関に関する書類（取次機関を利用する場合のみ）

①取次機関及び事業者の事務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあつてはその日本語訳。

※業務分担がわかる部分のみの添付で可。その他の部分の添付の必要はありません。

②相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可を受けている場合にあつてはその許可証等の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合にあつてはその日本語訳。

※相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみの添付で可。
その他の部分の添付の必要はありません。